

関市自治基本条例

前文

理念

第1章 総則
第1条(目的)
第2条(定義)
第3条(条例の位置づけ)

原則

第2章 基本原則
第4条(基本原則)

市民・議会・行政の責務

第4章 議会の責務
第10条(議会の責務)

第3章 市民の権利、役割及び責務
第5条(市民の権利)
第6条(市民の役割及び責務)
第7条(子どもの権利)
第8条(高齢者、障がい者等の権利)
第9条(事業者の社会的責任)

第5章 行政の責務
第11条(行政の責務)
第12条(市長の責務)
第13条(職員の責務)

制度条項

第7章 情報の共有等
第18条(情報の共有)
第19条(個人情報の保護)
第20条(説明責任)

第8章 参画及び協働
第21条(審議会等)
第22条(住民投票)
第23条(パブリックコメント制度)
第24条(地域委員会)
第25条(市民活動センター)
第26条(まちづくり市民会議)
第27条(まちづくりに関する住民満足度調査)

第6章 市政運営
第14条(総合計画)
第15条(財政運営)
第16条(行政評価)
第17条(危機管理)

第9章 国、県その他の自治体との協力等
第28条(国、県その他の自治体との協力)
第29条(他地域との交流)

第10章 関市自治基本条例推進審議会
第30条(関市自治基本条例推進審議会)

第11章 その他
第31条(委任)